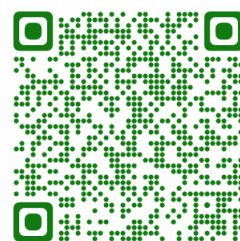


八尾市屋外広告物条例に基づく各種手続きの オンライン申請開始について

都市政策課では、屋外広告物の各種届出について順次オンライン申請での対応を進めております。下記の手続きにおいては、オンラインでの届出が可能となっておりますので、オンラインでの手続きをご検討ください。

【電子申請システムで届出可能な手続き（窓口・郵送でも可）】

- 屋外広告物変更届出
- 屋外広告物工事完了等届出
- 屋外広告物撤去届出
- 屋外広告物滅失届出
- 特例屋外広告業届出
- 特例屋外広告業届出事項変更届出



屋外広告物関係の電子申請手続き案内

※オンライン申請での注意事項

市役所開庁日の 17:15 までに電子申請されたものは、当日受理とし、17:15 以降に申請されたものは、翌開庁日受理の扱いとなりますのでご注意ください。

【窓口又は郵送のみ申請可能な手続き】

- 屋外広告物新規・継続・変更許可申請
- 屋外広告業登録申請



電子申請ホームページ



屋外広告物のてびき



屋外広告物に係る Q&A